

# 富士河口湖町都市計画マスタープラン(素案)「**がまとまりました**」

富士河口湖町都市計画マスタープランは、まちづくりの基本的な方針を定めた計画であり、皆さんの生活にも直接関わる重要な計画です。

町では、平成18年度に町民アンケート調査を実施し、平成19・20年度にはまちづくり住民会議の開催、平成21年度には策定委員会での協議などを重ね、今回素案がまとまりました。今後、パブリックコメントにより皆さんからのご意見を募集し、都市計画審議会での審議を経て、平成21年度末の策定を目指しています。

## ■富士河口湖町都市計画マスタープラン(素案)の構成

### まちづくりの基本理念

**富士山と4つの湖～富士北麓の恵みと郷土の魅力を大切に育み、誰もが心豊かに住み続けられることを誇るまちづくりをめざします。**

### まちづくりの目標

- 富士北麓の豊かな恵みを守り、郷土の誇りを育て継承するまちづくり
- 多彩な交流を創造する魅力ある活気に満ちたまちづくり
- 心豊かに誰もが安心・快適に暮らし続けるまちづくり
- 地域のふれあい・絆を大切に育むまちづくり

### 分野別まちづくり方針

#### 富士北麓の自然と景観を守るための土地利用方針

##### 【土地利用】

本町の大きな財産である富士北麓の雄大な自然環境と美しい景観を損なうことのないよう、これらと共生・調和した地域特性に応じた計画的な土地利用を進めます。

#### 地域・人を結ぶ道路・交通まちづくり方針

##### 【道路・交通】

4つの湖を結ぶ幹線道路の強化や公共交通の利便性を高め、都市と地域、行き交う人を結ぶ安全で快適なまちづくりを進めます。

#### 富士の恵み・美しい自然と景観を誇るまちづくり方針

##### 【自然・景観】

富士山の恵みに培われた湖や樹海等の原風景など、世界に誇る郷土の美しい自然環境や景観を守り、後世に継承するまちづくりを進めます。

#### 交流と活力を創造するまちづくり方針

##### 【観光、産業、定住促進】

国際的な観光リゾート地の魅力を創出するとともに、豊かな環境に育まれた地域資源の活用と創意工夫により、賑わいと交流、活力を創造するまちづくりを進めます。

#### 富士河口湖町らしい文化と環境を継承し育むまちづくり方針

##### 【歴史文化、身近な緑、環境】

富士山に育まれた特徴ある歴史文化や暮らしに身近な水と花と緑、次代へ受け継ぐかけがえのない環境などを、知恵と力を結びあい育むまちづくりを進めます。

#### 誰もが心豊かに住み続ける暮らしの環境づくり方針

##### 【住環境、防災、福祉】

快適な住環境づくり、人にやさしい福祉のまちづくり、防災性の向上と安心・安全な暮らしなど、誰もが心豊かに住み続けられる身近な暮らしの環境づくりを進めます。

### 計画の実現に向けて

- 町民・事業者・行政などの協働によるまちづくりを推進します。
- 長期的な視野に立った戦略的・計画的なまちづくりを推進します。
- 日本屈指の恵まれた地域資源や既存ストックを活かしたまちづくりを推進します。

### 地域別まちづくり方針

#### 河口湖南岸地域

##### 将来像

誰もが地域に誇りと愛着を感じ安心・快適に暮らせ、多くの人が訪れる賑わいと活力あるまち

##### 基本理念

自然環境や景観を大切にす  
るまち・子ども達の声が聞  
こえるまち・新旧共生する  
まち

#### 河口湖北岸地域

##### 将来像

富士山と河口湖の眺望を誇  
り、美しい自然環境の中で  
快適に暮らせるあたたかい  
まち

##### 基本理念

雄大で美しい景観と自然と  
空間が最大の資源

#### 西湖・精進湖・本栖湖

##### 周辺地域

##### 将来像

自然遺産・文化遺産を次代  
に継承し豊かな心で安心に  
暮らすまち

##### 基本理念

昔「三湖」は結ばれていた…  
今は絆を深める一つのまち  
づくり

「都市計画マスタープラン(素案)」  
に対する意見を募集します。

町では、都市計画に関する基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」の素案に対するパブリックコメント(意見募集)を実施します。

できるだけ多くの住民の方々の意見を反映した計画となるよう、積極的に意見をお寄せ下さい。

#### 【素案閲覧の方法・場所】

- ①町のホームページに掲載します。
- ②次の場所に設置します。

▼富士河口湖町役場 都市整備課

▼勝山、足和田、上九一色各出張所

#### 【閲覧期間・意見の募集期間】

平成22年2月16日～3月6日

#### 【意見の提出方法】

閲覧場所に備え付けの記入用紙に、住所、氏名、電話番号、意見を明記して、郵送、ファックス、Eメールまたは窓口持参のいずれかで提出してください。なお、必要事項が記載されていれどどのような用紙でも構いません。

#### 【その他】

●結果は、町のホームページや閲覧場所  
所で公表します。

●意見に対する個別の回答はしません。

#### 【問合せ・提出先】

〒401-0392

富士河口湖町船津1700番地

都市整備課 都市計画担当

TEL 0555-721-976

FAX 0555-721-6038

# 家庭を守る防災対策 Part35

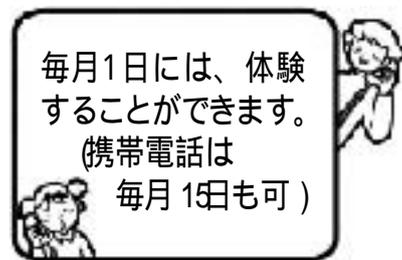
## [ 災害時の連絡 ]

家庭における防災対策の話し合いは、いざという時に効果を発揮します。家族が離ればなれでいた場合、どのようにして連絡を取り合ったらよいでしょう。

被災した場合、まずは自分の家族や知人などに身の安全を知らせましょう。被災地の外の人から電話をすると、電話回線がいっぱいになってしまい、被災地で支障をきたすかもしれません。被災地側から無事を知らせることが大切です。

連絡方法はいろいろあるので、家族みんなで決めて使い方を覚えましょう。

	171 災害用伝言ダイヤル	携帯電話災害用 伝言板サービス	web171 災害用 ブロードバンド伝言板
被災地	公衆電話などから メッセージを録音	携帯電話で 伝言を登録	インターネットを 利用し伝言情報を登録
↓	↓	↓	↓
被災地の外	電話から メッセージを再生	伝言を見る	伝言情報を見る



管理課 防災係 72-6013

平成22年  
3月受付開始

交通災害共済制度のご案内  
掛金わずか500円。家族揃って加入しましょう。

平成22年4月1日から交通災害共済制度が変わります! (平成22年4月1日以降の事故に適用)

詳しい内容、受付日程については平成22年3月号広報に掲載予定です。

- 1 入院、通院日目から共済見舞金の対象となります。
- 2 共済見舞金等級表が変わり、実際に入院・通院した日数より区分し算定されます。
- 3 公的機関の証明書が提出されない場合の共済見舞金の限度額が2万円から3万円に引き上げとなります。

等級	被害の程度	共済見舞金
1等級	死亡	1,000,000円
2-1等級	身体障害程度等級表に定める 1級から 3級までのいずれかに該当する障害	300,000円
2-2等級	身体障害程度等級表に定める 4級から 7級までのいずれかに該当する障害	200,000円
3-1等級	入院日数 90日以上の傷害	180,000円
3-2等級	実治療日数 90日以上の傷害	90,000円
4-1等級	入院日数 75日以上 90日未満の傷害	160,000円
4-2等級	実治療日数 75日以上 90日未満の傷害	80,000円
5-1等級	入院日数 60日以上 75日未満の傷害	140,000円
5-2等級	実治療日数 60日以上 75日未満の傷害	70,000円
6-1等級	入院日数 45日以上 60日未満の傷害	110,000円
6-2等級	実治療日数 45日以上 60日未満の傷害	55,000円
7-1等級	入院日数 30日以上 45日未満の傷害	80,000円
7-2等級	実治療日数 30日以上 45日未満の傷害	40,000円
8-1等級	入院日数 16日以上 30日未満の傷害	50,000円
8-2等級	実治療日数 16日以上 30日未満の傷害	25,000円
9-1等級	入院日数 6日以上 16日未満の傷害	30,000円
9-2等級	実治療日数 6日以上 16日未満の傷害	15,000円
10等級	実治療日数 1日以上 6日未満の傷害	10,000円

- (1) 実治療日数は、入院の日数と通院の日数を合算した日数をいいます。
- (2) 同一の交通事故で入院と通院をした場合は、入院日数で計算した共済見舞金と、入院と通院を足した日数(実治療日数)で計算した共済見舞金を比べて、共済見舞金が高い方の額をお支払します。
- (3) 1日2以上の医療機関等で治療等を受けた場合の実治療日数は、1日として計算します。